

区の独自給付

東京都の要請に基づき
営業時間を短縮している
区内中小企業などの方へ
協力金**10万円**を支給します

申請方法など詳しくは決まり次第、広報かつしかや区ホームページでお知らせします。

【対象】 8月3日～31日の期間中、午前5時～午後10時に営業を短縮している酒類の提供を行う飲食店・カラオケ店

【給付要件】

▶東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の交付決定を受けていること

▶感染症拡大防止推進ステッカーの交付決定を受けていること(下記参照)

【担当課】 商工振興課 ☎03 - 3838 - 5559

感染症拡大防止推進ステッカーで

登録受付中!

感染症対策を行う飲食店などを応援します

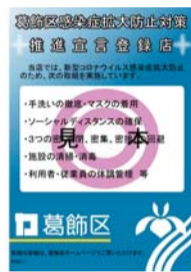


【対象】 区内の飲食店・カラオケ店

登録店舗に認定されるメリット

ステッカーを掲示することで、区が定める新型コロナウイルス感染症対策を実施する飲食店などであることをPRできます。

また、希望により区ホームページの登録店舗一覧などに掲載します。



【申請方法】

所定の申請書・チェックリストに添付資料を添えてメールで。申請書・チェックリストは区ホームページから取り出せます。下のQRコードからもアクセスできます。インターネット環境のない方はお問い合わせください。

【申請・担当課】 商工振興課

✉tourokushinsei@city.katsushika.lg.jp

☎03 - 3838 - 5559



登録までの流れ



チェックリストをもとに、お店の感染防止対策の実施状況を確認する

(例)

- ☑従業員にマスクを着用させている(要写真添付)。
- ☑複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合は小まめに清掃・消毒をしている。

未実施の対策がある場合は、追加で実施し、全ての項目をチェックできたら、申請書を提出する

登録完了!

- ▶区から交付決定通知書、ステッカー(データ)を受け取る
- ▶希望した店舗は区ホームページなどに掲載される

新型コロナウイルスに関する健康相談

帰国者・接触者電話相談センター

咳や発熱、強いだるさなどがある方はご相談ください。

葛飾区 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

☎03 - 3602 - 1376

東京都 月～金曜日は午後5時～翌午前9時、土・日曜日・祝日は終日

☎03 - 5320 - 4592

検査体制の拡充

地域外来・検査センター

区では、発熱などの症状がある方が迅速に診察からPCR検査を受けられるよう、地域外来・検査センターを開設しています。

新規感染者の増加に伴い、開設日を週2日から週3日に増やすなど検査体制を拡充します。かかりつけ医が検査を必要と判断した方に検査を行います。【担当課】 保健予防課

新型コロナウイルス感染症相談電話

上記に該当しない場合の健康相談ができます。

葛飾区 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

☎03 - 3602 - 1399

保健センター(7面上欄参照)でも相談できます。

東京都 多言語による相談(日・英・中・韓)

毎日(午前9時～午後10時)

☎0570 - 550571(ナビダイヤル)

聴覚障害のある方など FAX03 - 5388 - 1396

新型コロナウイルスに感染したかと思ったら

- 「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」などの強い症状がある
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている
- ※高齢・基礎疾患がある・妊婦の方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある

該当する

該当しない

かかりつけ医または帰国者・接触者電話相談センターに電話
症状(いつから、どのような症状がどのくらい)、流行地域への渡航歴や接触歴、行動歴などを確認します。

感染の可能性が高い

感染の可能性が低い

受診先を調整します。

地域外来・検査センターまたは専門の帰国者・接触者外来を受診
検査(鼻咽頭ぬぐい液や痰を採って検査します)

陽性

陰性

入院または宿泊療養など

自宅療養または一般の医療機関を受診